

当面の「国際知的財産保護フォーラム」の活動案 骨子

スケジュール

1. 発足式・第一回総会

平成14年4月16日14時～15時(於ホテルオークラ)
フォーラムの設立、座長・副座長の選出
フォーラムの運営方針及び活動内容の決定
事務局及び企画委員会設置

2. 検討準備(企画委員会)(5月中)

主要プロジェクト及びその内容・スケジュール等の検討決定
主要プロジェクトの参加メンバー及び幹事・副幹事の決定
主要プロジェクト以外のプロジェクトの提案募集

3. プロジェクトの実施(5月～12月)

「模倣品問題に関する産業界提言」策定(9月中目途)
「外国政府への模倣品対策強化要請」のための「官民合同ミッション」
派遣(今秋目途)
情報交換・調査研究の実施(エンフォースメントに関する情報交換等)
政府等の実施する協力支援事業への参画等
(侵害国のエンフォースメント担当官とのパイプ作り等)

4. 第二回総会(12月初)

プロジェクト実施結果の報告
今後のフォーラムの運営に関する討議

想定されるプロジェクトの内容

現段階において、本フォーラムに参加を表明した企業・団体等から実施要望のあったプロジェクトを例示すると以下の通りである。但し、各プロジェクトの詳細については今後の検討により変更されることもあり、また、例示したプロジェクト以外のプロジェクトを実施することもある。

また、希望参加者の多いプロジェクトに関しては、プロジェクトの適正規模を勘案し、事務局によりサブプロジェクトに分ける等の調整を併せて行うこととする。

第1プロジェクト:「模倣品問題に関する産業界からの提言」策定プロジェクト

各国において知的財産権のエンフォースメント問題に取り組み、制度・運用上の問題点やエンフォースメントを阻害する社会的・経済的事情を知悉している企業が、その経験・ノウハウ等に基づき、各国政府に対して改善を求めべき事項及び政府が取り組むべき事項をとりまとめ、政府に提言を行う。

今年9月中を目途として提言をとりまとめ、「フォーラム」名で公表するとともに、政府にその実現を求める。その後も、継続的に各国の制度・運用の改善状況をフォローアップしつつ、不公正貿易報告書等への貢献も目指す。

各国毎の被害実態等の状況整理
 各国毎のエンフォースメントを阻害する要因の分析
 各国毎の知的財産制度・運用上の問題点を整理
 各国政府に対する主要要請事項を特定、政府に提言し、二国間・多国間交渉等での対応要請

第2プロジェクト:外国政府への模倣品対策強化要請プロジェクト

本プロジェクトは、第1プロジェクトのサブプロジェクトあるいは第1プロジェクトの延長線上のプロジェクトとして位置づけることも念頭において、検討内容の重複を避けると共に、検討時期を整理する必要がある。

日本自動車工業会、日本ベアリング工業会等においては、中国等の侵害国に対して模倣品対策ミッションを派遣し、侵害国政府に対して規制の徹底を要請するとともに、模倣品問題の解決に向けて現地産業界との提携を図る動きがみられる。

侵害国に対する働きかけについては、産業界全体が大同団結してミッションを派遣することも有意義と考えられることから、今秋を目途として、各工業会等より要望のあった対中国合同ミッションの実現に取り組むとともに、政府からの参加も得て、官民合同ミッションとする。

なお、外国政府への要請に際しては、具体的事例を根拠とする主張を行うことがきわめて重要であることから、相手国中央・地方政府に根拠として提示で

きる具体的被害事例の選定も併せて行う。

官民合同ミッションを中国等へ派遣、中央政府・地方政府・民間組織等
と協議実施
上記提言に基づき中国政府等に対し制度・運用等の改善を要請
侵害国反模倣品団体等との連携関係構築

第3プロジェクト:情報交換・調査研究プロジェクト

侵害国におけるエンフォースメントに関して、調査会社・法律事務所の選び方、地方取締機関との対応方法等のノウハウは個別企業内にとどまり、産業界全体ではノウハウ蓄積につながっていないとの指摘がある。

このため、知的財産権のエンフォースメントに関する情報・ノウハウを積極的に交換する場を提供し、個々の企業単位に止まっていたエンフォースメント関連情報を共有するとともに、可能な範囲でその文書化を行う。

エンフォースメント関連情報の収集。
制度・運用等の検討、ノウハウの交換
エンフォースメント関連マニュアルの策定
恒常的な意見・情報交換のための専用メーリングリスト、ウェブサイトの設置
政府の実施している調査事業に関して、調査すべき内容の提言
諸外国の関係機関・団体との連携・情報交換

第4プロジェクト:協力プロジェクト

政府等が行っている人材育成事業において、各国のエンフォースメントの整備を効率的に行うための施策を検討し、政府の人材育成事業に反映させる。

政府等が人材育成のために日本に招聘する模倣品取締官との意見交換の場を設け、意思疎通を図るとともに、良好な相互信頼関係を構築する。

また、希望者がセミナー等の講師を実際に担当することにより、外国の模倣品取締官との意思疎通を図り、相互信頼関係を強化し、着実な模倣品取り締まりにつなげてゆく。

さらに、関係国におけるIPカルチャーの定着を図るべく、内外の関係機関・団体とも連携し、知的財産権に関する国際的・包括的・草の根的な啓蒙活動を強力に推進する。

現地取締官との意見交換の場において、相互信頼関係を構築
海外および国内において政府等が主催する研修会、セミナー等に関し
て、実効性の上がる人材育成内容の提言(カリキュラム・対象者等)
実際にセミナー等の講師として参画し、現地取締官との相互信頼関係
を構築
知的財産権に関する国際的・包括的・草の根的な啓蒙活動を促進
諸外国の関係機関・団体との連携・情報交換